

(様式第4号) **上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 会議概要**

1	審議会名	上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 (第15回)
2	日時	平成22年8月11日(水) 午後1時から午後5時まで
3	会場	上田市民会館2階 大会議室
4	出席者	生田淳一委員、石坂陽子委員、井出操委員、大塚貢委員、荻原寿恵委員、 木口博文委員、小林正幸委員、田口一朗委員、竹内充委員、立堀欣司委員、 田中明委員、中澤信敏委員、橋詰真由美委員、原有紀委員、増沢延男委員、 丸山かず子委員、宮尾秀子委員、森田小百合委員、山野井智子委員、 【欠席委員】佐藤恵子委員、塩澤好太郎委員、土屋猶子委員、宮田保委員、 若林利治委員
5	アドバイザー	
6	市側出席者	小宮山まちづくり協働課長、井沢地域協働担当係長、増澤主事
7	公開・非公開等の別	公開・一部公開・非公開
8	傍聴者 0 人	記者 0 人
9	会議概要作成年月日	平成22年8月12日

協議事項等

1	開 会 (小宮山まちづくり協働課長)
2	あいさつ ・木口博文会長 みなさん、こんにちは。いよいよ最終回です。この2年間の集大成という形にしたいと思う。ご協力をお願いします。最後に悔いのないよう、やり遂げていただきたい。最終回の日、市民会館が会場というのも、感慨深いものがあります。今日一日よろしくをお願いします。  - 司会 (木口博文会長) -
3	最終報告 (案) について 議論のたたき台としての素案を、事務局が説明  (1) 地域内分権 【主な質疑】 (司会) 「地域内分権の推進」について、前回とは大幅に内容を入れ替え、3項目で、理念的な内容のみの記述となっている。自治基本条例に先行して、既に「地域自治センター条例」があるわけだが、形としては、自治基本条例で理念を示し、それに基づいて地域自治センター条例がある、と解釈できるようにしている。ここについて、皆さんの意見を聞きたい。 (委員) 「附属機関等」とあるが、「地域協議会」や「地域自治センター」という言葉が入っていない。表現が曖昧で、理解しにくくなった。ただ、条文で明記してしまうと、拘束性が強くなるか。この条例を基に、地域自治センター条例がある、という位置づけだと思うが、できれば「検討委の考え方」に、機能の強化や条例を改訂する等の文言を入れ込めないか。 (委員) 「附属機関等」とあるが、市民の皆さんに、具体的に何を指すのか、と聞かれたときにどう答えたいのか。「検討委の考え方」に、地域自治センターと盛り込むのがいいのか。 (委員) 自治基本条例の性格上、機関やその機関の持つ役割等を具体的に明記するよりも、将来の改定等を考えて、理念に留めておくのがいいのではないかと。今後、改定などあった場合、その都度、自治基本条例自体変えていくことになる。大きく解釈できたほうが、いいと思う。

- (委員) タウンミーティングでも意見が出たが、地域協議会の存在が、市民にとって明確ではない。どんなことをしているのか、理解が得られていない。地域協議会について、明記すべきではないか。
- (司会) 前回の素案では、明記されていましたが。最終報告では、地域協議会を明確に位置づける文言を入れるか。それとも、理念の表記に留めるか。
- (委員) 自治基本条例を制定する意味は、地域内分権の推進だ。この素案の文言だけで、足りるのか。
- (委員) 理念条例だということは、よく理解している。が、この素案はとても抽象的で、私は理解できないし、市民も理解しにくいのではないか。
- (委員) 地域内分権が何なのか。この素案では、明確に示せていない。前回の素案のようにしないと、市民の理解も得られないのではないか。
- (委員) 用語の定義に、十分ではないが、書いてあるのだからいいのではないか。もちろん、十分な議論が出来ているとも思っていない。それでもあえて、重複する文言を盛り込む必要はあるのか。
- (委員) 地域協議会や地域内分権という文言を具体的に盛り込んだほうが、わかりやすいと思う。この素案は、曖昧すぎて、目指すべきものが、目指されないのではないか。(3)が市民に対して発しているのであれば、なおさらわかりやすい内容にすべきだ。
- (事務局) 国から地方自治体への分権は始まっています。それは官から官への分権です。次は、官から民への分権です。これまで何度も説明してきましたが、地域協議会は、執行機関の附属機関です。あくまで、執行機関の組織体制という位置づけです。
- (委員) 自治センターと、地域協議会と、議会については、深く踏み込んで盛り込む必要はないと思っている。地域協議委員も、協議会のあり方を模索している状況で、深く踏み込まないほうがいいのではないか。
- (委員) 地域協議会のあり方がまだ決まっていなければ、この条例のなかで具体的にありべき姿を書き込むことで、機能するのではないか。
- (委員) 市長が代われれば、地域内分権のあり様も変わるのでは困る。条例で、明記すべきだ。
- (委員) 地域協議会について明記することに反対という方が多い。用語の解説にある、というのが、それで済む話ではない。地域を長い目で見れば、地域協議会の果たす役割は大きいし、その役割に期待したい。
- (委員) 地域内分権を推進するために、地域自治センター、地域協議会を盛り込んでもいいのではないか。
- (委員) 地域内分権について盛り込みたいが、最終的な主権者である市民、地域コミュニティについては、現在の状況では盛り込めない。地域自治センターの設置については、地方自治法第155条の規定されている。
- (事務局) 地方自治法第155条第1項に、地域自治センター(支所若しくは地方事務所等)を設置することができるがありますが、その設置については条例で規定しなければならないとされています。地域自治センターの役割等を盛り込むならば、地方自治法に抵触しないようにしなければなりません。国は、新たな公共の担い手として、NPO法人を認めました。また、認可地縁団体についても、法律で規定しました。松本市は、自治会が認可地縁団体となることを推奨しています。
- (委員) 前回の素案では、「地域内分権」として章立てされていたので、それは、あくまで行政の話だと考えていた。今回の素案では、「地域内分権の推進」となり、我々市民が分権に参加して、地域を盛り上げていくんだということになってくる。だから、執行機関には入らず、新たな章立てとしたのは、いいのではないか。地域協議会や地域自治センターを明記しなければ、地域内分権を推進することはできないのだろうか。
- (委員) 自治会組織は、明記しながら、地域協議会を明記しないのは、市民に説明しにくい。
- (委員) 「検討委の考え方」に、「地域協議会等」と入れればいいのではないか。
- (委員) この素案を具体的にどう変えるのか。変えるとしたらどう変えるのか、具体的な話が出ていない。「検討委の考え方」に入れるという話も出ているが、どう落とし込むかは議論されていない。素案の解説では、わかりづらいし、物足りない。具体的に、何を言おうとしているのかわからない。
- (委員) すでに地域自治センター条例があるから、理念的な文言がわかりにくいから、逆に考えればいい。理念的な文言があって、個別条例がある。こう考えればいいのではないか。

- (委員) そうだとすれば、自治基本条例に具体的に明記してしまえばいいのではないか。
- (委員) 最高規範性をもったこの条例に、固有名詞を入れたくない。が、まったく触れないのもよくないと思うので、今、議論したことを踏まえた内容のことを「検討委の考え方」に盛り込めばいいのではないか。
- (委員) 「市民の意思を反映させるための機関」というところが、必ずしも地域協議会だけを指しているわけではないし、今後、分権が進めば、様々な機関が設置される可能性はある。そうした時に、その「機関」を地域協議会だけに限定してしまわないほうがいい。
- (委員) タウンミーティングの中で、市民の意見として、地域協議会と自治会連合会と役割が明確ではないというのがあった。だから、地域協議会を明確に位置つけたほうがよい、という意見だったと思うが、条文の中で明確にすることで、役割等がはっきりするということもあるのではないか。
- (委員) 具体的に明言することによって、地域協議会の役割、機能を束縛するのはでないか。幅広く解釈できてこそ、将来の発展性につながると思う。
- (委員) 地域内分権は、地域協議会と地域自治センターが全てではない。分権の主体は、他にもある。あえて、固有名詞を入れる必要があるのか。もちろん、その存在がいらない、といっているわけではない。合併時に地域内分権が約束された。それならば、地域協議会や地域自治センターを盛り込むことで、その約束を果たしていかなければならない、という気持ちはわかる。しかし、冷静に考えたときに、この条例に盛り込む必要はあるのか。「検討委の考え方」に入れるのが妥当ではないか。
- (委員) この条例の特徴は、まず市民が主権者だということを明確に謳っている。それから住民自治については、市は地域自治センターや地域協議会を設置して、地域内分権を進めているということ。さらに、市民の姿勢への参加ということで、住民投票やパブリックコメント等を謳っている。そのことが、わかるような内容にすべきだ。地域自治センターや地域協議会は、住民自治を進めるための、行政側の組織だということを載せたほうが、わかりやすのではないか。必要であれば、地域協議会条例を作る方向へもっていけばいいのではないか。
- (委員) ここで条例の設置を期待する、と入れると、議会との兼ね合いもあるのでやらないほうがいい。市に対しての要望として、地域自治センターや地域協議会の役割をもっと分かりやすくしてほしい、という思いを「検討委の考え方」に入れればいいのではないか。市民に理解されていないのは、やはり市に責任がある。それを説明する責務がある。
- (事務局) 説明責任のあり方については、執行機関の役割の中で、明記されています。
- (委員) 「市民及び地域コミュニティは…市の体制等役割を理解する…」とあるが、これは市民に対して理解しなさい、という意味に捉えられかねない。タウンミーティングでも意見が出たが、市の押し付けではないか、と言われたことを考えると、文言がきつすぎはしないか。
- (委員) このことは、地域コミュニティのところで規定したことと同じではないか。市民の責務を盛り込みすぎて、いやなイメージを持たれないか。非常に押し付けがましい。この文言を含め、9章「地域内分権の推進」自体、いらないのではないか。
- (委員) 9章の(1)(2)だけだと、章立ては難しい。
- (司会) ここで10分休憩しましょう。
- (司会) 地域協議会については、第3分科会で議論を始め、次いで第1分科会でも議論をし、その後、合同で検討する話になったが、急遽、第13回の全体会で検討することになった。これまで様々な観点から、検討を重ねてきました。そして今、最終段階にきています。今日の議論を踏まえると、地域協議会という言葉も、条文に盛り込むことは、難しいのではないのでしょうか。地域協議会だけが、地域内分権の推進を担う機関ではないということでした。しかし、「検討委の考え方」に、きちんと明記する必要があるのではないのでしょうか。
- (委員) 「検討委の考え方」への書き方についてだが、分権型の合併がなされ、市は地域内分権を推進するために、地域自治センターや地域協議会を設置してきた現状がある。その経緯を書き込まないと、市の地域内分権の取り組みが理解できない。当然、地域自治センターや地域協議会も理解できない。
- (委員) 前回の素案には、書いてある。それを盛り込めばいい。

(委員)この条例は、市民が理解して、このルールに則ってまちづくりを行っていくものだ。難解な文言では机上のものになりかねない。タウンミーティングでも、上田市らしい条例を作ってほしいといわれた。物議をかもしかもしれないが、市民の日常使う用語で条文を書いたらどうか。物議をかもしかすことで、市民の関心を引くことが出来るかもしれない。

(委員)その辺のところは、慎重に行うべきだ。

(委員)地域内分権について、章立てにすべきか。

(委員)章立てにすべきだ。

(委員)市民が地域内分権の主体であることを、改めて明記する必要があると思う。

(委員)「検討委の考え方」の中に、「補助機関等」とあるが、それは変えたほうがいい。

(事務局)条文の中に、地域協議会を明記しましょうか。

(委員)私は、反対です。

(委員)それはやめたほうがいい。

(委員)本文に入れないほうがいい。

(委員)この素案では不十分。「検討委の考え方」に、今日の議論をしっかりと盛り込んでもらいたい。

(司会)条文では、「附属機関」とし、「検討委の考え方」には、今日の議論の経緯を記し、「地域協議会」を盛り込むことでいいか。

## (2) 参加と協働

### 【主な質疑】

(司会)「住民投票」をトップに持ってきました。「応答責任」は、執行機関の役割に移しました。「地域コミュニティ」に、「事業者」の役割について新たに書き加えました。順序の移動と「応答責任」の移動については、よろしいでしょうか。

(委員)いいです。

(司会)「事業者」について、ご意見ありますか。

(委員)これは第1分科会での結論は、これは条文に盛り込まない、と決まった。それが条文に明記されたということは、タウンミーティングで出た意見を反映してのことだと思う。言いたいことはわかるが、「事業者としての社会的責任を認識し…」というところが、ひっかかる。事業者からすると、その「責任」というのは、何か、ということ。事業者は、雇用することが第一義的な社会的責任だ。企業等を経営するうえで、プラスアルファの責任を初めから持たせるはどうか。必要なことかもしれないが、この価値観をどれだけ共有できるか。「社会的責任」という言葉では、きつすぎる。

(委員)上田で商売をしているならば、やはり社会貢献であるとか、地域貢献ということは必要だ。雇用であるとか、納税であるとか。そうした責任を果たしていながら、地域の中で認めてもらえない状況が結構ある。条文で、明記することで、社会的責任を果たす。その反面、事業者の活動を認める必要が出てくる。それを担保する必要がある。

(委員)これまで条文に明記されなかったのは、市民の中に事業者も含まれているからだ。今回出てきたのは、やはり地域コミュニティと事業者との関わりを謳いこみたかったから。

(委員)社会的責任ではなく、社会貢献でいいのではないか。

(委員)社会的役割でいいのでは。

(委員)現に土木・建築系の会社は、ごみ拾いを積極的にやっている。それが事業評価につながるから。製造業でも始まった。それは社会的責任を感じ始めているから。

(委員)事業者は、従業員を地域のまちづくり活動に積極的に参加させるよう促す内容も必要か。

(委員)会議所の青年部やJCを見ると、若手の経営者が減っている。それだけ若手の自営業は働きにくいということか、それとも抱え込むことが多いのかもしれない。そうした時に、事業以外に、負担を増やすとなると、上田で起業したいと思う人が減るのではないか。

(委員)自分のやれる範囲で、地域に貢献するということ。それに起業したい人は、多かれ少なかれ地域貢献を考えているし、実際に行っている人が多い。心配しなくていいのではないか。

(委員)「地域コミュニティへの事業者の参加及び連携」でどうか。

(3) 前文

【主な質疑】

(司会)文化振興課及び専門家の意見をもとに、修正が入っています。

(委員)素案にフリガナがないがどうしてか。

(事務局)中間報告では、タウンミーティングを想定していましたので、フリガナを付していました。

(委員)「現存最古の禅宗建築」とあるが、「禅宗」という表現を入れていいのか。

(委員)禅宗建築で、一つの言葉だ。

(委員)宗教分離を謳う行政が、宗教的な文言を入れるのはどうか。「国宝安楽寺三重塔」でいいのではないか。

(委員)「最古」とか入れなくていいのではないか。

(委員)国宝ということがわかればいい。

(司会)「国宝安楽寺三重塔」でいいですか。では、次どうですか。

(委員)「恵」は、「恵み」のほうがいいのではないか。

(委員)名詞の場合、「恵」でも「恵み」でもどちらでもいい。

(委員)「徳川軍を二度も退けた」と書き加えられ、「武勇にも優れた」が削除された。何故か。

(事務局)「武勇に優れた」という抽象的な表現ではなく、より具体的に武勇に優れていたことを表現するために「徳川軍を2度も退けた」としたのだと思います。

(委員)「武勇に優れた」でもおかしくないと思う。

(司会)検討委員会としては、「徳川軍」という言葉を盛り込まないということによろしいでしょうか。

(委員)「徳川軍」を入れたものに賛成。具体性が出た。

(委員)徳川軍が負けた、と書いてあるわけじゃない。「退けた」だから、いいのではないか。

(委員)上田の条例に、徳川の文字を入れたくない。徳川だけ入れて、豊臣を入れないというのもおかしくなる。

(委員)タウンミーティングでも、真田については、賛否両論だった。

(委員)全国的な認識として、真田は、敗軍の将。表現の仕方によっては、反発がたくさんでる。

(司会)検討委員会で考えた表現のままでいいですか。

(4) その他、全般について

【主な質疑】

(司会)まちづくりの基本理念を「総則」の中の一項目として盛り込みました。参加と協働の原則について、一番謳われているのが、前文でした。それを条文の中に、明確に位置づける必要があることから盛り込みました。また、「目的」のなかに、「基本理念を明らかにする」とあるが、それは前文にしか書かれていない。そうしたことが理由です。

(委員)異議なし。

(委員)「検討委の考え方」の表現がおかしい。

(司会)直します。

(司会)この条例の名前を、検討委員会として考えなくていいのか。最終的に市長が考えるのだと思いますが。これまで「上田市の自治の基本原則等を定める条例」という名前でした。

(委員)横断幕には、「上田市自治基本条例」とある。

(委員)「上田市自治(まちづくり)基本条例」。

(委員)「まちづくり」という言葉を入れたい。自治基本条例では硬すぎないか。

(委員)「まちづくり」というと、ハード面でのまちづくり条例が多い。

(事務局)自治基本条例は、オーソドックスですが、全国に通用することは確かです。まちづくり基本条例は、ハード事業の条例に多いです。また、茅野市は、「パートナーシップのまちづくり基本条例」としています。

(委員)もう少し柔らかいものがいい。

(委員)「上田市しあわせづくり基本条例」。

(委員)また「しあわせ」を定義しないといけなくなる。

(委員)「わがまち上田まちづくり基本条例」

(司会)こんな案が出たということを報告する程度でいいのではないですか。

(委員)これだけだったら逆に出さないほうがいいのでは。

(司会)条例全般について確認していきたいと思います。用語の定義「市民」が、箇条書きになりました。「その他活動を行う者」に、上田に訪れた者、観光客も含むということ。

(委員)「地域コミュニティである自治会組織」とあるが、この表現では「地域コミュニティ = 自治会組織」となってしまう。

(委員)前回の素案では、「地域コミュニティの基礎的団体である自治会組織」となっていた。それも問題となり、今回、「基礎的団体」の表現がなくなった。

(委員)「市民は、自治会組織や市民公益活動団体の役割を理解し、その活動を尊重するとともに、連携、協力するよう努めます。」とすればいいのではないか。

(司会)それでよろしいでしょうか。

(司会)「市政運営」という表現に統一されています。

(司会)「市民の責務」に「平和で豊かな上田市を引き継ぎ…」とした。ここで急に「平和」について出てくるのがいかがでしょうか。

(委員)タウンミーティングでも出たが、「国際平和」に貢献する必要性をもっと具体的に盛り込んでどうか。

(委員)今から条文に盛り込むのは難しい。「検討委の考え方」に盛り込んでどうか。

(委員)「平和で豊かな」の中に、その意味があることを盛り込んでおけばいいか。

(委員)タウンミーティングで、前文の「持続可能で豊かな…」という表現について、「可能」があれば「不可能」もある、と指摘された。

(事務局)これは国連の決議から引用しています。「持続可能」という言葉は、すでに定着していると考えられています。

(司会)タウンミーティングで出された意見ですが、最高規範性をもつこの条例の改廃について、他の条例よりもその条件を厳格化したほうがいいということについては、いかがですか。

(委員)社会変化に強い自治を確立する必要があり、見直しがしにくいほうが問題ではないか、というのが、第2分科会の立場です。

(委員)第10章「交流・連携・協力」とあるが、内容は、連携、協力、交流、共生という順番になっている。

(司会)「連携、協力等」でいいですか。

木口会長

2年間にわたって、熱心に議論ができたと思います。皆さんのおかげで、会長という重責を担うことが出来ました。ありがとうございました。

4 今後の予定

市長への最終報告提出

: 平成 22 年 8 月 20 日 午前 10 時 南庁舎 5 階 3・4・5 会議室

5 閉 会